

## 経緯及び趣旨

- ・国では、これまで東日本大震災を踏まえ、平成24・25年の2回にわたり、災害対策基本法を改正するとともに、津波対策の充実・強化などの大規模広域災害への備えなどについて、防災基本計画の見直しを行い、県でもこれらを受け、その都度、地域防災計画の見直しを行ってきた。
- ・その後も、国では、残された課題として、多様な主体による防災活動の推進、避難や被災者支援の充実などの検討が進められ、今年1月に防災基本計画が見直されたところである。
- ・今回の県地域防災計画（原子力防災計画編を除く）の見直しは、今年1月の国の計画の見直しを踏まえて、平素からの防災への取組の強化、円滑かつ安全な避難の確保及び総合的・効率的な被災者への支援について、明記するものである。
- ・その他、昨年に行われた大規模災害からの復興に関する法律や特別警報の運用などを踏まえた見直しなどを行うものである。

## 見直しのポイント

## 1 平素からの防災への取組の強化

## ○地区防災計画の作成及び地区内の防災活動の推進

- ・町会及び事業者等は、自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成し、防災訓練や物資の備蓄、高齢者の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める

## 2 円滑かつ安全な避難の確保及び総合的・効率的な被災者への支援

## ①指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等による住民の安全確保

- ・市町は、緊急時に一時避難する指定緊急避難場所と一定期間避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定するほか、防災マップ等により住民に周知する

## ②避難行動要支援者に対する適切な避難誘導等の実施体制の整備

- ・市町は、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する
- ・市町は、本人の同意を得て、自主防災組織等に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者の適切な避難誘導や安否確認の実施体制を整備する
- ・市町は、発災時に、本人の同意の有無に関わらず、民生・児童委員や自主防災組織等に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認を行うよう努める

## ③被災者支援の総合的・効率的な実施

- ・市町は、被災者の被害や支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の総合的・効率的な支援に努める

## 3 その他

## ①復興法制定に伴う修正

- ・大規模災害を受けた県及び市町は、復興法に基づく復興計画を作成し、円滑かつ迅速な復興を図る

## ②特別警報の運用に伴う修正

- ・金沢地方気象台が発表する警報等の種類及び発表基準に「特別警報」を追加する

## ③再生可能エネルギーの活用について追加

- ・指定避難所や避難路等に太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を努めることを追加する